

平成28年生駒市議会第2回（3月）定例会議案（抜粋）

平成28年2月22日

生駒市教育委員会

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
8 教育費		5,029,520	409,742	5,439,262
	1 教育総務費	668,407	141,934	810,341
	2 小学校費	891,454	261,778	1,153,232
	5 社会教育費	1,081,799	6,030	1,087,829

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	学校施設老朽化対策先導事業	261,778
	社会教育費	国際音楽祭事業	6,030
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	50,000

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	教育総務費	高山スーパー スクールゾ ン整備事業	4,723	高山スーパー スクールゾ ン整備事業	146,657

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生駒北小中一貫校整備事業	70,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
桜ヶ丘小学校整備事業	167,700	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金				1 総務管理費補助金		地方創生加速化交付金	88,515
6 教育費国庫補助金	186,851	119,119	305,970	1 小学校費補助金	83,867	桜ヶ丘小学校老朽化対策事業補助金	
				5 教育総務費補助金	35,252	生駒北小中一貫校整備事業補助金	

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
7 教育債	20,100	238,200	258,300	4 教育総務債	70,500	生駒北小中一貫校整備事業債	
				5 小学校債	167,700	桜ヶ丘小学校老朽改修事業債	

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	その他				
国 庫 支 出 金	地 方 債 その他								
3 高山スーパースターション整備費	380,252	141,934	522,186	35,252 (国補)	70,500	36,182	15 工事請負費	141,934	生駒北小中一貫校整備工事
計	668,407	141,934	810,341	35,252	70,500	36,182			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	その他				
国 庫 支 出 金	地 方 債 その他								
3 小学校施設整備費	472,605	261,778	734,383	83,867 (国補)	167,700	10,211	13 委託料	7,783	監理等委託料
計	891,454	261,778	1,153,232	83,867	167,700	10,211	15 工事請負費	263,995	桜ヶ丘小学校改修工事

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	その他				
国 庫 支 出 金	地 方 債 その他								
1 社会教育総務費	145,417	6,030	151,447	6,030 (国補)			8 報償費	30	委員謝礼
計	1,081,799	6,030	1,087,829	6,030			13 委託料	6,000	国際音楽祭委託料 総合プロデュース委託料

議案第 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。